

看護師等養成所の教育活動等に関する
自己評価指針

A 看護師等養成所における自己点検・自己評価についての基本的な考え方

—教育評価の意味—

養成所における自己点検・自己評価は、教育評価の一環として位置づけられる。

教育評価は、教育目的・目標の実現を目指して行われる教育活動に関する決定を行うために、必要な資料を収集整理して、実際の教育が当該目標をどの程度達成したか、また達成しつつあるかを見極め、それを次の教育活動へフィードバックする手続きである。

評価結果から教育活動の改善点を見出し、教育活動の質向上を目指して再計画・実施され、再び評価するというように、教育評価は循環的、継続的に行なわれてこそ意味がある。

—自己点検・自己評価の目的—

看護師等養成所として厚生労働大臣（准看護師養成所については都道府県知事）の指定を受けた養成所は、以後、養成所としての「教育水準の維持・向上」と「創意工夫のある教育の追究」を図ることによって、常に質の高い看護師等を養成していく責任と義務がある。各養成所はそのための「内部的品質保証の仕組み」をもっていなければならない。この内部的品質保証の仕組みが「自己点検・自己評価」である（図1参照）。

設置主体および管理者は、養成所の教育理念の基に教育目的がどのように達成されているのかについて、また、養成所としての水準をどのように維持・向上させているのかを自己点検・自己評価できなければならない。そのためには、自己点検・自己評価について、どのような評価項目を設定し、どのように見極めるか、どのような資料やデータを収集するのか、それをどのよう

に分析するのにか等の知識と方法を必要とする。また、評価結果を活用して教育を改善していくために、改善の手だてやそれを実現していくための知識と方法も必要である。

前項の「教育評価の意味」に示したように、自己点検・自己評価は、循環的、継続的に行ない、自養成所の維持・発展につながる事が重要である。また、社会的説明責任を果たすためには、自己点検・自己評価の一環として、評価結果を計画的に公表する機会を設定することも必要である。

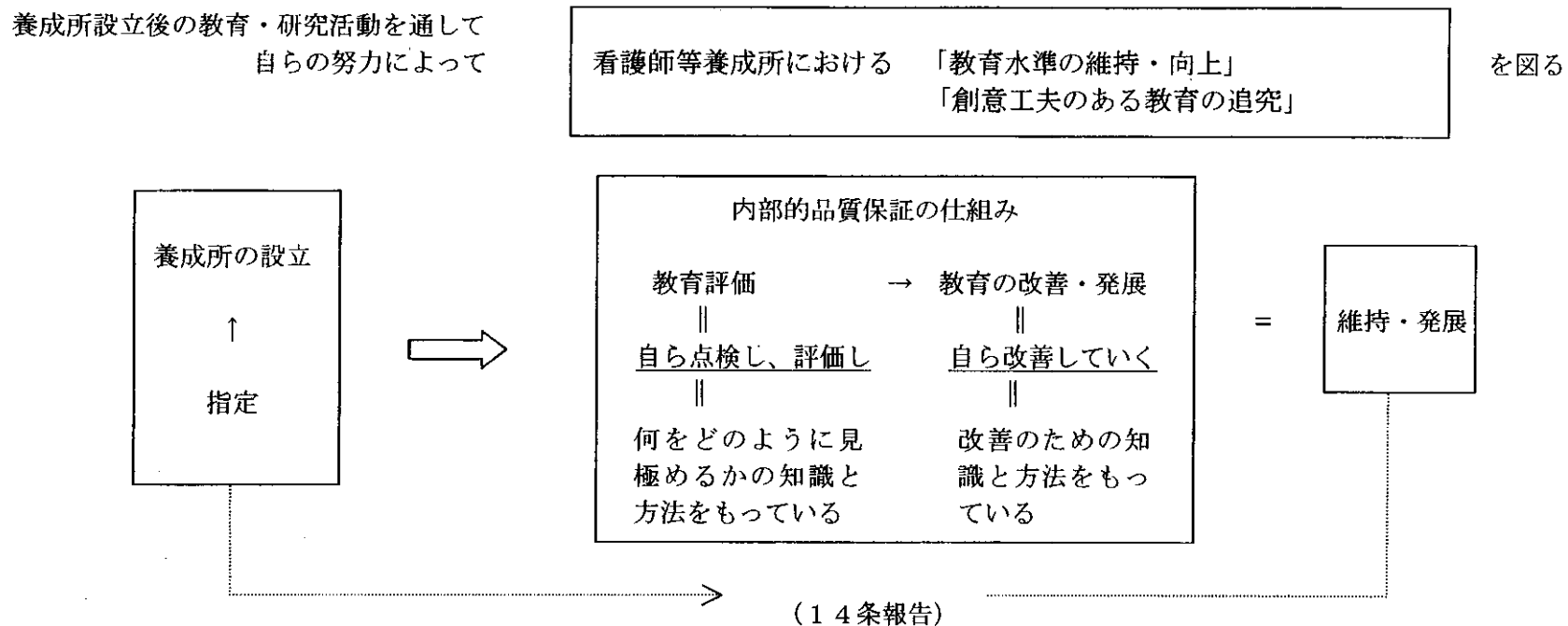
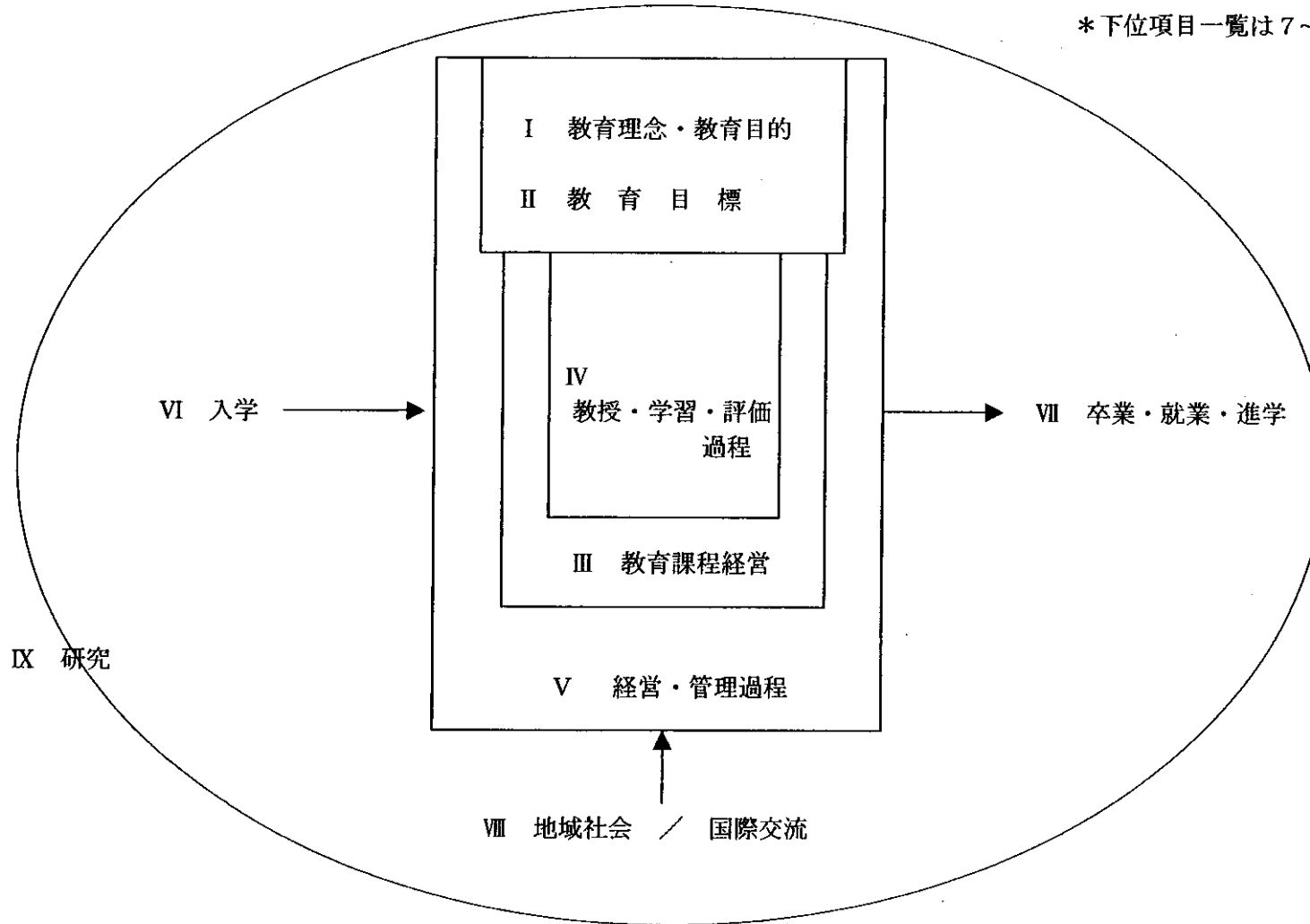


図1 自己点検・自己評価の目的

—自己点検・自己評価の対象—

自己点検・自己評価の対象は、各養成所の教育活動であり、下図に示す9カテゴリーとその下位項目からなる。

* 下位項目一覧は7～9ページ参照



安彦忠彦『教育課程編成論』P.100
一部加筆

図2 自己点検・自己評価の対象